**指定特定相談支援事業所及び児童福祉法に基づく指定**

**障害児相談支援事業所「 あとりえ 」運営規程**

**（事業の目的）**

第１条　有限会社ライフアートが設置する指定特定相談支援事業所及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業所「 あとりえ 」（以下、「事業所」という。）が実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）に基づく指定特定相談支援事業及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に基づく指定障害児相談支援事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を利用する障害者又は障害児の保護者（以下、「利用者」という。）に対し、適切な相談及び援助を行うことを目的とする。

**（運営の方針）**

第２条　事業は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。

２　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、当該利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス事業等を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

３　事業の実施に当たっては、自らその提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

４　事業の実施に当たっては、前３項の他、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成２４年厚生労働省令第２８号）及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成２４年厚生労働省令第２９号）に定める内容を遵守する。

**（事業所の名称等）**

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称 指定特定相談支援事業所及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業所「 あとりえ 」

（２）所在地　　函館市宮前町３番６号

**（職員の種類、員数及び職務の内容）**

第４条　事業所における職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　　　　　　１名（常勤兼務）

　　　管理者は、従業員の管理、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うととともに、事業の実施に関し、法令等において規定されている事項について、事業所の従業者に対し遵守させるために必要な指揮命令を行う。

（２）相談支援専門員　　４名（常勤専従1名、常勤兼務3名）

　　　相談支援専門員は、地域の利用者からの日常生活全般に関する相談、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成に関する業務を行う。

　 （ア）アセスメントを実施すること。

　 （イ）サービス等利用計画書等を作成すること。

　 （ウ）サービス等利用計画書等を利用者に等に交付すること。

　 （エ）モニタリングを実施すること。

　 （オ）他の職員に対する技術指導及び助言を行う事。

　 （カ）その他必要な相談及び援助。

**（営業日及び営業時間）**

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとお**りとする。**

（１）営 業 日　月曜日から金曜日までとする。（ただし、土曜日の営業も有り）

ただし、国民の祝日、１２月３０日から１月２日までを除く。

（２）営業時間　午前９時から午後５：３０時までとする。

（３）サービス提供日　月曜日から金曜日までとする。（ただし、土曜日のサービス提供も有り）ただし、国民の祝日、１２月３０日から１月２日までを除く。

　（４）サービス提供時間　午前９時から午後５：３０時までとする。

**（指定計画相談支援等を提供する主たる対象者）**

第６条　事業所において指定計画相談支援等及び指定障害児相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

　（１）身体障害者（18歳未満の者を除く）

　（２）知的障害者（18歳未満の者を除く）

　（３）障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）

　（４）精神障害者（18歳未満の者を除く）

**（指定計画相談支援等の提供方法及び内容）**

第７条　事業所で行う指定特定相談支援事業の内容及び提供方法は、次のとおりとする。

（１）サービスの提供方法等についての説明

　　　利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者

　　等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有するものによる支援等適切な手法を通じ行うものとする。

（２）アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施

（ア）適切な方法により、利用者等の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や利用者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行うものとする。

　（イ）利用者等の居宅を訪問し、利用者等及びその家族に面接して行うものとする。また、面接の趣旨を利用者等及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

（３）サービス等利用計画案の作成

　（ア）アセスメントに基づき、地域における指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）　　　が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者等及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容及び量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載するものとする。

　（イ）サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、

法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、サービス等利用計画案の内容について、利用者等又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。

　（ウ）サービス等利用計画案を作成した際には、サービス等利用計画案を利用者等に交付するものとする。

（４）サービス等利用計画の作成

　（ア）支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

　（イ）（ア）に規定するサービス担当者会議を踏まえたサービス等利

用計画案の内容について、利用者等又はその家族に対して説明

し、文書により利用者等の同意を得るものとする。

　（ウ）サービス等利用計画を作成した際には、サービス等利用計画

を利用者等及び担当者に交付するものとする。

（５）モニタリング（サービス等利用計画の実施状況の把握）の実施

　（ア）利用者等及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、厚生労働省令で定める期間ごとに利用者等の居宅等を訪問し、利用者等に面接し、その結果を記録するものとする。

　（イ）モニタリングの結果、必要に応じてサービス等利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。

（６）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

（１）から（５）に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行うものとする。

**（指定障害児相談支援事業の概要）**

第８条　前条の規定は、事業所で行う指定障害児相談支援事業の内容及び提供方法について準用する。この場合において、「指定計画相談支援」とあるのは「指定障害児相談支援」と、「サービス等利用計画」とあるのは「障害児支援利用計画」と読み替えるものとする。

**（利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等）**

第９条　事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援等を提供した際は、利用者及び障害児の保護者から法第51条の17第2項の規定により算出された計画相談支援給付費及び児童福祉法第24条の26第2項の規定により算定された障害児相談支援給付費の支払いを受けるものとする。

**（利用者負担額等に係る管理）**

第１０条　事業所は、利用者及び障害児の保護者の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき、障害者総合支援法第29条第3項第2号及び児童福祉法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業所等に通知するものとする。

**（計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費の額に係る通知等）**

第１１条　事業者は、法定代理受領により市町村から計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の額を通知しなければならない。

２　事業者は、利用者から法定代理受領を行わない指定計画相談支援又は指定障害児相談支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

**（通常の事業の実施地域）**

第１２条　通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

（１）函館市全域

（２）北斗市全域

（３）亀田郡七飯町全域

**（緊急時及び事故発生時等における対応方法）**

第１３条　指定計画相談支援等の提供により事故が発生したときは、直ちに都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

２　指定計画相談支援等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

**（苦情解決）**

第１４条　事業所は、提供した指定計画相談支援及び指定障害児相談支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、これを掲示することにより利用者等に周知徹底を図る。

２　事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録する。

３　事業所は、利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

４　事業所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により実施する調査又はあっせんにできる限り協力する。

**（個人情報の保護）**

第１５条　事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

２　職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。

３　職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

４　事業所は他の障害福祉サービス事業者に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

**（虐待の防止に関する措置）**

第１６条　事業者は、障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

（１）虐待の防止に関する責任者の選定

　（２）成年後見制度の利用支援

　（３）苦情解決体制の整備

　（４）虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施

**（その他運営についての重要事項）**

第１７条　事業所は、従業者の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（１）採用時研修　　　採用後１カ月以内

（２）継続研修　　　　年２回

２　事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から５年間保存しなければならない。

３　事業所は、利用者に対する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を提供した日から５年間保存しなければならない。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、指定特定相談支援事業所及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業所「 あとりえ 」と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

この規程は、令和2年9月1日から施行する。